

盗撮防止に向けた対策

盗撮防止対策を検討するためワーキング・グループを設置し、「公立学校における盗撮防止に向けた緊急調査」の調査結果及びその分析をもとに、県立学校における「盗撮防止に向けた対策」をとりまとめました。

1 教職員による児童生徒の撮影等に係る取扱いについて

教職員が児童生徒を撮影する際に使用する端末、撮影した画像・動画データの取扱いについてまとめた別紙「県立学校における教職員による児童生徒の撮影等に係る適切な取扱いについて」を全教職員に周知し、児童生徒の撮影等に係る取扱いを徹底する。

2 盗撮防止に向けた日常的な環境整備、点検について

盗撮防止のため、日常的に教室やトイレ等の整理整頓を行う仕組みを構築し、死角をなくすなどカメラ等の撮影機能のある端末を設置できないような環境にする。また、大掃除等において、別紙「盗撮防止に係る点検チェックリスト」等を活用し、教室や更衣室、トイレ等の点検を、学期に1回、年間3回、重点的に実施する。まずは、夏季休業明け9月16日までに教室等の点検を実施する。

3 コンプライアンス・ミーティングの実施について

各学校において、年内に、盗撮に係るコンプライアンス・ミーティングを必ず実施する。また、コンプライアンス・ミーティング以外にも、別紙「セルフチェックシート（児童生徒性暴力等、盗撮行為）」等を活用し、定期的に自らの行動を振り返る機会を持つ。

4 盗撮等の事案に対する校内体制の整備について

児童生徒が校内で不審物を見つけたり、着替えなどに不安を感じたりした場合、すぐに教職員に相談できるよう、児童生徒及び保護者に対し校内の相談先を案内するなど、環境を整える。また、児童生徒が盗撮等の被害を受けた場合に、被害者のプライバシーに配慮しつつ迅速かつ組織的に対応できる体制を9月中に整える。

5 性暴力の未然防止に向けた教育の充実について

児童生徒に対し、盗撮を含む性暴力の被害に児童生徒自らが気付き予防できるよう「生命（いのち）の安全教育」を一層進めるとともに、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できるよう情報モラル教育の充実を図る。

6 「教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」の公立小学校、特別支援学校小学部での実施の検討について

公立小学校、特別支援学校小学部での実施については、児童の発達段階をふまえて質問項目等を工夫する必要があるとあり、市町等教育委員会の意見もふまえ、今年度の試行実施を検討する。

7 「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口の多様化の検討について

現在運用している「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口に加えて、児童生徒や保護者がより相談しやすくなるよう、SNSによる相談窓口の設置等を検討する。